

神石高原町告示第126号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定によって、平成27年度及び平成28年度において、神石高原町が発注する測量、建設コンサルタント（公共工事の前払金保証事業に関する法律〔昭和27年法律第184号〕第19条第3号に規定する建設コンサルタントをいう。以下同じ。）等業務の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及びその資格審査に係る申請手続等について次のとおり定めた。

平成26年10月14日

神石高原町長 牧野雄光

1 入札参加資格

別表第1左欄の希望業務の部門ごとに、同表右欄の希望業務の分野について、次に掲げる事項を総合的に審査する。

(1) 客観的審査事項

- ア 年間平均実績高
- イ 自己資本額
- ウ 有資格者数
- エ 営業年数

(2) 主観的審査事項

品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証取得の有無

2 入札参加資格の審査に係る申請手続

(1) 申請を行うことができない者

次のいずれかに該当する者は、入札参加資格の審査に係る申請を行うことができない。

- ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- イ 測量分野に属する部門、建築一般部門又は不動産鑑定部門に係る入札参加資格の審査に係る申請にあつては、それぞれ測量法（昭和24年法律第188号）第55条、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条又は不動産の鑑定評価に関する法律（昭和38年法律第152号）第22条の規定による登録を受けていない者
- ウ 直近2年間において、入札参加資格の審査を申請する業務部門の属する業務分野について、業務を行った実績がない者

エ 入札参加資格の審査に係る申請を行うときに神石高原町に納付すべき町税の滞納がある者

オ 入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかった者。ただし、過去に虚偽の申請を行い、神石高原町の入札参加資格の取消しをされた者で、資格審査の申請日において当該取消しの日から24か月を経過している者を除く。

(2) 申請手続

入札参加資格の審査を受けようとする者は、窓口における申請又は電子申請（神石高原町の使用に係る電子計算機〔入出力装置を含む。以下同じ。〕と申請を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織〔以下「電子申請システム」という。〕を使用して申請を行うことをいう。以下同じ。）を行うものとする。

(3) 窓口における申請

ア 申請方法

別記様式第1号による資格審査申請書及び別表第2に掲げる添付書類を神石高原町役場総務課（広島県神石郡神石高原町小島2025番地。以下「総務課」という。）に持参して申請を行うものとする。

イ 申請期間

平成26年11月4日（火）から平成26年11月28日（金）まで

ウ 追加受付期間

別に告示する。ただし、一般競争入札に係る追加の入札参加資格の申請については、町長が必要と認めるときは随時行うことができるものとする。

(4) 電子申請

ア 申請方法

電子申請システムで定める様式によって作成した電磁的記録を神石高原町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させることにより申請を行うものとする。

なお、別表第2各項の添付書類（第2項、第3項、第4項及び第7項のものを除く。）は、別に広島県土木局建設産業課（広島市中区基町10番52号。以下「建設産業課」という。）に持参、郵送等により提出するものとする。

また、別表第2第7項、第12項及び第13項の添付書類については、別に総務課に持参、郵送等により提出するものとする。

イ 申請期間

平成26年11月4日（火）から平成26年11月21日（金）までに電磁的記

録を神石高原町の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させ、かつ、平成26年11月28日（金）までに別に提出すべき添付書類を持参、郵送等により建設産業課及び総務課に到達させなければならない（期日までに記録又は到達しない場合は、申請全体を無効とする。）。

3 入札参加資格認定の通知

入札参加資格の認定をしたときは、これを申請者に通知する。

4 入札参加資格の取消し

入札参加資格の認定後、入札参加資格の審査に係る申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明した場合等は、入札参加資格の取消しを行う。

入札参加資格の取消しを受けた者は、平成27年度及び平成28年度において再び入札参加資格審査の申請をすることができない。また、平成29年度以降についても、その取消しの日から24か月を経過する日までは、入札参加資格審査の申請をすること及び入札参加資格の認定を受けることができない。

5 入札参加資格の有効期間

この告示で定めるところにより認定する入札参加資格は、その認定の日から平成29年3月31日まで有効とする。ただし、平成29年4月1日以降においても平成29年度の入札参加資格の認定が行われていないときは、平成29年度の入札参加資格が認定される日まで有効とする。

6 その他の事項

この告示で定めない事項については、必要に応じて町長が定める。

別表第 1

業務部門	業務分野
測量一般	測量
地図の調整	測量
航空測量	測量
建築一般	建築関係建設コンサルタント
意匠	建築関係建設コンサルタント
構造	建築関係建設コンサルタント
暖冷房	建築関係建設コンサルタント
衛生	建築関係建設コンサルタント
電気	建築関係建設コンサルタント
建築積算	建築関係建設コンサルタント
機械設備積算	建築関係建設コンサルタント
電気設備積算	建築関係建設コンサルタント
調査	建築関係建設コンサルタント
地質調査	地質調査
土地調査	補償関係コンサルタント
土地評価	補償関係コンサルタント
物件	補償関係コンサルタント
機械工作物	補償関係コンサルタント
営業・特殊補償	補償関係コンサルタント
事業損失	補償関係コンサルタント
補償関連	補償関係コンサルタント
総合補償	補償関係コンサルタント
河川・砂防及び海岸・海洋	土木関係建設コンサルタント
港湾及び空港	土木関係建設コンサルタント
電力土木	土木関係建設コンサルタント
道路	土木関係建設コンサルタント
鉄道	土木関係建設コンサルタント
上水道及び工業用水道	土木関係建設コンサルタント
下水道	土木関係建設コンサルタント
農業土木	土木関係建設コンサルタント
森林土木	土木関係建設コンサルタント
水産土木	土木関係建設コンサルタント
廃棄物	土木関係建設コンサルタント
造園	土木関係建設コンサルタント
都市計画及び地方計画	土木関係建設コンサルタント
地質	土木関係建設コンサルタント
土質及び基礎	土木関係建設コンサルタント
鋼構造及びコンクリート	土木関係建設コンサルタント
トンネル	土木関係建設コンサルタント
施工計画・施工設備及び積算	土木関係建設コンサルタント
建設環境	土木関係建設コンサルタント
機械	土木関係建設コンサルタント
電気電子	土木関係建設コンサルタント
不動産鑑定	その他

登記手続等	その他
その他	その他

別表第 2

添付書類	様式番号
1 測量業者登録証明書，建設コンサルタント現況報告書，地質調査業者現況報告書，補償コンサルタント現況報告書，建築士事務所登録証明書，土地家屋調査士登録証明書，計量証明事業者登録証明書，不動産鑑定業者登録証明書及び司法書士登録証明書の写し	
2 営業所一覧表	別記様式第 2 号
3 有資格技術職員名簿	別記様式第 3 号
4 希望業務実績調書	別記様式第 4 号
5 神石高原町に納付すべき町税について滞納がないことを証した書面	別記様式第 6 号
6 国税通則法施行規則（昭和 37 年大蔵省令第 28 号）別紙第 9 号書式による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し	
7 委任状（代表取締役などから支店長などに対する委任事項が記載されたもの）	別記様式第 5 号
8 法人……直前 1 年の事業年度についての，貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書及び注記表 個人……直前 1 年の事業年度についての，貸借対照表及び損益計算書	
9 法人……登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	
10 品質管理及び品質保証のためのシステムに関する国際標準化機構の認証に係る登録証の写し	
11 誓約書	別記様式第 8 号
12 切手（82 円）【認定通知書送付用】	
13 資格申請補足事項調書	別記様式第 9 号

- 注 1 添付書類については，入札参加資格の審査に係る申請を行う日を基準日として作成すること。また，第 10 項に定める書類については県内の営業所が認証を取得した者のみが提出するものとする。
- 2 第 1 項に定める書類のうち各証明書，第 5 項，第 6 項及び第 9 項に定める書類は，入札参加資格の審査に係る申請を行う日の 3 か月前の日以降に発行されたものを添付すること。
- 3 建設コンサルタント登録業者が土木関係建設コンサルタント業務を，地質調査業者登録業者が地質調査業務を，補償コンサルタント登録業者が補償関係コンサルタント業務をそれぞれ希望する場合は，各登録規程による現況報告書の副本の写しの提出があれば，第 4 項，第 8 項及び第 9 項に定める書類については提出を省略することができる。ただし，提出する現況報告書の副本の写しは，国土交通大臣に提出し，その確認印を受けたものであることとし，また，希望業務が各登録規程に定める登録部門の範囲内である場合に限る。
- 4 入札参加資格の審査に係る申請を行う日までに直前 1 年の事業年度の財務諸表の調製が完了しない場合は，第 8 項にかかわらず，直前 1 年の事業年度の前年度の財務諸表とする。